

## 身体障がい者等運賃割引規則

### (目的)

第1条 この規則は、身体障がい者等が、OM タクシー株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の運送区間（区域運行するものに限り、以下「当社区間」という。）に乗車する際の各種運賃の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 身体障がい者等に対する割引運賃による、当社区間にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。

2 この規則に定めのない事項については、OM タクシー運送約款（区域運行）（以下「約款」という。）及び乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則（以下「約款取扱規則」という。）の規定による。

### (身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の定義)

第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の身体障がい者を、次に掲げる第1種身体障がい者及び第2種身体障がい者に区分する。

(1) 「第1種身体障がい者」とは、別表に規定する身体障がい者で、身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。

(2) 「第2種身体障がい者」とは、前号以外の身体障がい者で、身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。

3 この規則において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

4 前項の知的障がい者を、次に掲げる第1種知的障がい者及び第2種知的障がい者に区分する。

(1) 「第1種知的障がい者」とは、障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知）の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種知的障がい

- い者である旨が明記されている者をいう。
- (2) 「第2種知的障がい者」とは、前号以外の知的障がい者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。
- 5 この規則において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 6 前項の精神障がい者を、次に掲げる第1種精神障がい者及び第2種精神障がい者に区分する。
- (1) 「第1種精神障がい者」とは、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）（以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項に規定する1級に該当する障がいを有するとされた者で、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、当分の間、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第1種精神障がい者とみなす。
- (2) 「第2種精神障がい者」とは、障がいの程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項に規定する2級又は3級に該当する障がいを有するとされた者で、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、当分の間、精神障害者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第2種精神障がい者とみなす。

#### （介護人の定義及びその取扱い）

第4条 介護人とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると当社係員（以下「係員」という。）が認める者をいう。

- 2 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が次の各号に該当する場合には、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者1人に対して、1人の介護人をつけることができる。ただし、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が車椅子を使用するときは、2人の介護人をつけることができる。
- (1) 第1種身体障がい者又は12歳未満の第2種身体障がい者で身体障害者手帳による割引を受ける場合
- (2) 第1種知的障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者で療育手帳によ

る割引を受ける場合

- (3) 第1種精神障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳による割引を受ける場合

(介護人に対する随伴幼児の取扱い)

第5条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に随伴される幼児のうち、介護人に随伴される幼児については、約款第19条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

(割引運賃の種類)

第6条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に対しては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）若しくは当社が指定したモバイルアプリケーション（以下、手帳と併せて「手帳等」という。）の提示により、普通旅客運賃について次の場合に割引を行う。

- (1) 身体障がい者又は知的障がい者が単独で乗車する場合
  - (2) 第1種精神障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者が単独で乗車する場合
  - (3) 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合
  - (4) 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が介護人とともに乗車する場合には、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対して無賃の取扱いを行う。
- 3 第1項の割引を行う運賃は、約款取扱規則第7条に規定する特別割引運賃とする。

(介護人に対する運賃の割引)

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の介護人は、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と運賃の種類、乗車区間及び乗車の日時が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

(介護人に対する運賃の割引の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が無賃の取

扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃の割引を行う。

(手帳等の提示)

第9条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人が手帳による運賃の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

(手帳等の携行)

第10条 手帳による割引を受けた身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は、乗降の際及び乗車中は、手帳等を常に携行して、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

別表 第1種身体障がい者の範囲及び種別の区分

障がい種別		等級
視覚障がい		1級から3級及び4級の1
聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障がい	2級及び3級
	平衡機能障がい	——
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		——
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能
移動機能		1級から3級（1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによ	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障がい	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級

る免疫若しくは肝臓の機能の障 がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 の機能障がい	1 級から 4 級
	肝機能障がい	1 級から 4 級

(注 1) 上記の障がい種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号によるものである。

(注 2) 上記左欄に掲げる障がいを 2 つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記等級欄に準ずる者も第 1 種身体障がい者とする。

#### 附 則

この規則は、2026 年 3 月 26 日から施行する。